

旧スプリアス規格製品に関するご案内

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
日頃は、弊社製品をご愛用いただきまして、誠にありがとうございます。  
無線機器のスプリアス規格変更に伴い使用できなくなる製品について下記の通りご案内申し上げます。

記

総務省では2005年12月に無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）を改正しました。  
改正に伴い、旧スプリアス規格商品の使用は2022年11月30日迄となり、弊社が過去に販売しました一部の機種が対象となります。つきましては、対象機種をご案内しますので、新スプリアス規格に対応した機種への更新をご検討いただきますよう、宜しく願い申し上げます。  
旧スプリアス規格の送信機を使用期限を越えて使用された場合、電波法違反となり、罰則・罰金（1年以下の懲役または、100万円以下の罰金）の対象となりますので期限までのお買い替えのご検討をお願いします。

対象機種（製品名と認証番号）

製品名：Telis 1

認証番号：01YVA1017

認証番号：01YVA1018



Telis 1 RTS

製品名：Telis 4

認証番号：01YVA1022

製品名：Telis Soliris

認証番号：01YVA1145



Telis 4 RTS

Soliris sensor

製品名：Soliris sensor

認証番号：01YVA1146



Soliris sensor

\*注）認証番号01YVA1287の製品は新スプリアス規格に適合していますので、製品台座横のラベルに印刷されている認証番号をご確認下さい。

補足

旧スプリアス規格の技術基準適合証明（技適）または、設計認証（認証）を取得している、電波を放射する機器は使用期限が、2022年11月30日までとなります。詳細は総務省の電波利用ホームページをご参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>